



弁護士 近藤 智仁

## 遺言書作成の勘所



私は、将来、家族が相続で揉めないように遺言書の作成を考えていますが、どのようなことに気をつけて作成するとよいでしょうか。

遺言書の作成は、遺された家族の円満、円滑な相続のためにとても有用な方法です。そこで、今回は、手軽に作成することができる自筆証書遺言を念頭に、遺言書作成の重要な基本事項や留意点をいくつかご紹介します。

### [形式面]

自宅でも手軽に作成できる自筆証書遺言ですが、遺言者は、作成に際し、自ら遺言書の全文及び日付と氏名を自書し、押印することが必要とされています（民法第968条1項 通常、「住所」も記載します）。まず、この方式不備にご留意ください。

なお、民法（相続法）改正により、現在では自筆証書遺言と一体のものとして添付する財産目録に限り、自書を求められなくなり、パソコンで財産目録を作成することができるようになりましたが、その際は、財産目録の1ページ毎に遺言者の自書及び押印を忘れないでください（同法968Ⅱ）。

### [内容面]

#### 1. 「相続させる」旨の遺言

基本的なことになりますが、法定相続人への財産の承継を希望する場合、遺言書各条項の末尾の文言は、「～の土地を、妻・A子（生年月日）に相続させる。」のように記載してください（特定財産承継遺言 同法1014Ⅱ）。

他方、法定相続人以外の者に承継させる遺贈の場合、末尾に「・・に遺贈する。」と記載してください。

#### 2. 財産の特定

次に、相続させたい財産の特定にご留意ください。所有する不動産を一括してではなく、特定の不動産を相続させたい場合、法務局で取得する登記事項証明書の記載に従って、承継させたい財産を明記してください（土地の場合、所在・地番・地目及び地積。建物の場合、所在・家屋番号・種類・構造及び床面積等）。なお、未登記建物の場合、固定資産課税台帳などの記載を基にできる限り特定してください。

#### 3. 受贈者の特定

法定相続人以外の親族や第三者への「遺贈」の場合、その受遺者を明確にするため、受遺者の氏名、生年月日に加え、必ず住所も記載してください。法人に遺贈する場合は、名称や商号、主たる事務所または本店所在地を記載してください。

#### 4. 遺言執行者の指定

遺言書そのものの効力には影響しませんが、遺言執行者（遺言の内容を法的に実現するために遺言書等で指定されたり、家庭裁判所で選任されたりする者 同法1006Ⅰ）を指定しておくことを忘れないでください。特に、不動産の名義変更が必要な「遺贈」の場合、円滑な名義変更のためには遺言執行者を受遺者に指定することは必須です。

#### 5. 予備的遺言の活用

遺言により財産を承継させたい者が、遺言者より先に亡くなる場合に備え、予め、次に相続させたい者（例えば、子の配偶者、孫など）も記載しておくこともお勧めします。相続人が一人もいない第三者への遺贈のケースにおいては、予備的遺言は必須と考えます。

#### 6. 遺留分への配慮

子や親などの相続人（兄弟姉妹を除く）は、遺言者の意思によっても奪われない最低限の相続分として「遺留分」を有しています（同法1042）。そのため、一人の相続人が、全財産または相続財産の大半を承継する遺言の場合、遺留分に満たない財産を承継した他の相続人から遺留分侵害額請求がなされることがあります（同法1046）。そのような遺留分の請求に伴う紛争が予め予想される場合は、相続人同士の紛争を招かないように、各相続人の遺留分に配慮した遺言を作成することも重要になります。

遺言書作成の際は、これらの点に留意しつつ、あなたの希望に添った遺言書を作成してください。